

地域の防災にあなたの 千力をおかしてください。 浦安市女性消防団員募集！



消防団って何？

「消防団」という言葉は知っていても、実際にどんなものなのか、どんなことをしているのか知らない人もいるのではないのでしょうか。

・ 消防署と同じ消防機関

消防団は消防署と同じ機関です。

消防署は常備の消防機関であるのに対し、消防団は、平素は生業を持っている住民が、火災・風水害・震災時に消防団員となり消防活動を行う非常備の消防機関です。

・ 特別職の地方公務員

消防団員は特別職の地方公務員です。

(非常勤)

災害活動においては公的な活動することから消防団員としてなすべきこと、守らなければならないことなどが条例、規則等で定められています。

・ 地域に根ざした活動

その地域に住んでいる住民であるからこそ、勤務している従業員であるからこそ、分かります。災害の現場においてはその貴重な情報が生かされます。消防団員は地域との重要なパイプ役を担っています。

**全国で約20,000人の女性団員が活躍しています。
さらに年々増加傾向にあります。**

入団資格

浦安市内在住又は在勤、在学で18歳以上55歳未満の健康な方

待遇

- ・ **報酬** 年額50,000円【団員階級】（階級により異なります。）
- ・ **被服の貸与** 消防団に必要な被服が貸与されます。
- ・ **公務災害補償** 消防団活動中に負傷した場合等の補償制度があります。
- ・ **退職報償金** 一定期間以上勤務して退団した際には、退職報償金が支給されます。

消防団協力事業所表示制度

事業所が消防団に協力することは、地域への多大なる社会貢献であることから、消防団の活動に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定する制度です。これらの事業所が増えることにより、地域防災の一層の充実が図られます。

〔働いてる方も、学生の方も、主婦の方も〕 多くの女性の千カラが消防団で輝いています。

女性消防団員の活動とは？

消防団とは、その地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成される消防機関です。一人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら、“自分たちのまちを、自分たちで守りたい”というココロで、全国で約2万5千人の女性消防団員が様々な活動を行っています。火災等の災害を想定した訓練や、応急手当の知識や技術などをより多くの人に習得してもらうための普及活動など、誰にでもできることがたくさんあります。

消防団の活動には、すべて参加しなければならないわけではなく、自分の仕事等に影響のない範囲で活動に参加してください。

こんなところで女性の千カラが発揮されます。

応急手当の知識の習得と指導

ケガをした時の包帯の巻き方、急な疾病で倒れた人への対応等・・・誰もが素早く対応できるよう、応急手当の普及・指導を実施しています。それらの知識や技術は、生活の中でも役立つことができます。

防火啓発活動

地域を災害から守るには、住民の防災意識の向上が不可欠です。まずは災害を起こさない。そのために火災予防や、防火指導などを積極的に行っています。

各種訓練・行事

定期訓練、消防署・消防団合同訓練を行っています。また、会議や全国女性消防団員活性化大会への参加、出初式の進行なども行います。また全国女性操法大会も開催されています。



浦安市消防団では、男性団員58名、女性団員35名の合計93名（平成31年4月1日現在）が活躍しています。年齢層は、女性団員は20歳台から上は60歳台と様々な年代の人達とも交流の図れる場となっています。

消防団についてのお問い合わせは

浦安市消防本部総務課 047-304-0142（直通）
E-mail vff@city.urayasu.lg.jp

